

外管局、《銀行外貨業務実施管理弁法（試行）》を公布

国家外貨管理局は、2023年12月29日、《銀行外貨業務実施管理弁法（試行）》（国家外貨管理局公告2023年第1号、以下、本弁法）を公布し、2024年1月1日に施行しました。

本弁法は6章34条から構成され、銀行の外貨業務実施能力をさらに向上させ、クロスボーダー貿易・投融資の利便化促進、クロスボーダー資金流動性リスクの抑制を目的としています。

本弁法は、銀行がリスク管理要件により顧客を分類することを支持しており、分類に基づいた外貨業務エビデンス審査の差別化措置を明確化しました。一類に分類された顧客は、指示書により外貨業務を実施可能；二類の場合、銀行は「リスクベースアプローチ」と「形式より実質重視」の原則に基づきエビデンス審査；三類の場合、銀行はリスク状況に応じてエビデンス審査を強化します。

なお、銀行は本弁法を適用して外貨業務を実施することを自主的に選択でき、外貨管理局へ報告して通知を受領後、本弁法を適用して実施できます。本弁法を適用しないことを選択した銀行は、従来の外貨管理規則に基づいて取り扱います。

原文については、右記のウェブサイトをご参照ください。<http://www.safe.gov.cn/safe/2023/1229/23737.html>

<本弁法の概要>

第1章 総則

- 本弁法における外貨業務は銀行が取り扱う外貨口座、外貨資金受払、人民元転・外貨転などの業務（第2条）
- 銀行は、本弁法に基づき外貨業務実施を取り扱う場合、以下の要件を満たさなければならない（第3条）
 - ① 科学的・有効的で、責任が明確な外貨コンプライアンス管理システムを構築すること
 - ② 全面的・組織的・規範的な内部統制制度を構築し、かつ情報システムを活用して補完すること
 - ③ 顧客デューデリジェンスを有効的に実施できること
 - ④ 顧客の外貨コンプライアンスのリスク等級を合理的に判断し、かつ区分化管理を実施できること
 - ⑤ 外貨コンプライアンスリスクを即時にモニタリング・処理できること
 - ⑥ 関連法律法規に基づいたその他要件

第2章 内部統制

- 銀行は、外貨コンプライアンスのリスク管理要件に基づき、関連業務システムと情報管理システムを最適化し、顧客の身元情報や取引情報などの外貨業務実施情報の正確性・完全性・トレーサビリティを保証し、かつリスクとコンプライアンス管理の要求に応じて適時に最適化する（第8条）

第 3 章 顧客デューデリジェンスと外貨コンプライアンスのリスク等級分類

- 以下のいずれかに該当する場合、銀行は顧客の再識別を実施し、身元情報や実際の取引を証明する補足資料を要求する（第 12 条）
 - ① 口座開設または外貨関連業務を構築する理由が不合理
 - ② 取り扱う外貨業務と顧客の身元情報、経営活動が不一致
 - ③ その他不審な行為がある
- 以下のいずれかに該当する場合、銀行は外貨関連業務構築や外貨業務申請を拒否し、顧客へ理由を説明する（第 13 条）
 - ① 有効な営業許可証などの証明書類の提出拒否
 - ② 規定に基づいた関係者の有効な身分証明書、その他身元証明書類の提出拒否
 - ③ 虚偽の身元証明書類や経営書類、業務背景資料の提示
 - ④ 第 12 条により再識別を行っても顧客の身元情報や取引の真実性を証明できない
- 銀行は、外貨業務を取り扱う前に、顧客デューデリジェンスで取得した情報および顧客外貨業務の特性を踏まえて、顧客類型、業種特徴、取引類型、取引経路、経営歴・状況などの実態を総合的に勘案し、顧客を少なくとも三類の外貨コンプライアンスのリスク等級に分類する（第 15 条）
- 外貨コンプライアンスのリスク等級分類

一類 (第 16 条)	以下の条件に合致しており、第 17 条に記載された状況が存在しないこと： <ul style="list-style-type: none"> ● 合法的に登記し、原則としてクロスボーダー業務取引を 2 年以上継続しており、真実の外貨業務需要を有する ● 直近 1 年間で、人民銀行やその他分支機構、外貨管理局または関連監督管理部門による行政処罰を受けていない ● 貿易外貨受払企業リストに登録されている場合、分類が A 類企業 ● クロスボーダー受払が実際の生産経営と一致しており、異常や大きな変動がない ● 内部管理で取引歴を残し、正確に記録・管理している ● 銀行のリスク管理要件に定められたその他条件
二類 (第 18 条)	<ul style="list-style-type: none"> ● 第 16 条、第 17 条に該当しない顧客
三類 (第 17 条)	<ul style="list-style-type: none"> ● 人民銀行、外貨管理局、その他監督管理部門から監督管理措置を講じられている（例えば、貿易企業リスト分類が B・C 類、資本項目業務で業務管理コントロール状態、クロスボーダー人民元業務で重点監督管理リスト掲載、リスク提示公開される等） ● 直近 1 年間に、人民銀行や外貨管理局または関連監督管理部門による行政処罰を受けている ● 顧客登録情報に疑義あり、背景不明、または顧客背景評価の実施に際して十分な情報を取得できない（例えば、正式な固定事務所や正確な連絡先を有しない等）

- 取引製品・規模・頻度が顧客の日常経営状況・資本力・過去取引習慣などと明らかに不一致且つ合理的な理由がない、取引に商業合理性がない、またはクロスボーダー資金移動に明らかな異常が存在している等
- コンプライアンスリスクが比較的高いと判断されたその他の状況

第 4 章 期中の外貨業務審査

- 銀行は、顧客の外貨コンプライアンスのリスク等級および業務リスクに基づき総合判断し、区分化審査措置を実施（第 22 条）

一類 (第 23 条)	<ul style="list-style-type: none"> • 銀行は、顧客が提出する紙ベースまたは電子形式の指示に基づき、外貨資金受払業務および人民元転・外貨転業務を取扱可 • 顧客指示は国際収支申告などの外貨管理要件を満たさなければならない
二類 (第 24 条)	<ul style="list-style-type: none"> • 銀行は、以下の状況を把握し、外貨業務審査を実施する際、外貨業務の種類に応じて、「リスクベースアプローチ」と「形式より実質重視」の原則を堅持し、自主的に審査措置を決定し、資金性質を確認する： <ol style="list-style-type: none"> ① 顧客の外貨業務需要、資金源あるいは用途、入出金頻度、性質、経路が顧客の生産経営範囲や財務状況と一致しているか；外貨業務の資金規模が顧客の実際の経営規模や資本力と一致しているか；外貨業務需要が業種特徴や過去取引習慣、経営特徴と一致しているか ② 顧客の提出する取引資料が相互確認され、合理的なものであるか；取引背景が外貨業務の性質・金額・通貨種類・期限などと一致しているか • 審査で異常事態を発見した場合、銀行は第 25 条の規定に基づき、審査強化措置を実施する
三類 (第 25 条)	<ul style="list-style-type: none"> • 銀行は第 24 条の規定に基づき審査を実施する他、加えてリスク状況に応じて、以下の一部または全部の審査強化措置を実施する： <ol style="list-style-type: none"> ① 信頼性ある多くの情報源からの情報、独立した直接証明資料、データ等を自発的に収集して、さらに顧客業務関係や取引真意、資金源、用途などを把握 ② 公安局、市場監督管理局、民政局、税務局等からの情報を通じて、顧客および法定代表人、受益所有人などの関係者の背景に関して事実確認 ③ 顧客の登記住所、実際の事務所住所または生産経営住所を实地調査 ④ 銀行内部での情報共有、外部データベース検索、第三者検証などの方法を活用し、顧客が提出した証明資料の真実性を検証 ⑤ 銀行が必要と判断したその他審査強化措置

第 5 章 外貨リスク取引のモニタリング・処置

- 銀行は、顧客取引に対して外貨リスク取引のモニタリング実施し、デューデリジェンス・期中審査・事後モニタリングにより、架空の貿易取引・投融資、地下銀行、越境賭博、輸出税還付詐取、仮想通貨等の違法なクロスボーダー金融およびその他違法なクロスボーダー資金移動の疑いのある行為を発見した場合、外貨管理局にその外貨リスク取引を即時報告する（第 28 条）

第 6 章 附則

- 本弁法に違反した場合、外貨管理局は《中華人民共和国外貨管理条例》に基づき処罰する。また、銀行が取り扱う外貨業務に違法の疑いがあっても、勤勉に職責完遂義務を履行していたことが証明できる場合、法的責任は追及されない（第 32 条）

以上

ご照会先

上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心11階
TEL : 86-(21)-3860-9000

● **上海浦西出張所**

上海市長寧区興義路8号
上海万都中心12階 1、12、13号
TEL : 86-(21)-2219-8000

● **上海自貿試験区出張所**

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心15階15T21室
TEL : 86-(21)-3860-9000

瀋陽支店

瀋陽市瀋河区青年大街1号
市府恒隆広場16階1606室
TEL : 86-(24)-3128-7000

北京支店

北京市朝陽区光華路1号嘉里中心
北楼16階1601、1605-1606、
1608、1615、1628-1629室
电话 : 86-(10)-5920-4500

天津支店

天津市和平区南京路189号
津匯広場2座12階
TEL : 86-(22)-2330-6677

蘇州支店

蘇州市高新区獅山路28号
蘇州高新国際商務広場12階
TEL : 86-(512)-6606-6500

● **蘇州工業園区出張所**

蘇州市蘇州工業園区
蘇州大道西2号 国際大厦16楼
TEL : 86-(512)-6288-5018

● **常熟出張所**

常熟市高新技术産業開發区
東南大道33号 科創大厦8楼
TEL : 86-(512)-5235-5553

● **昆山出張所**

昆山市玉山鎮登云路258号匯金
財富広場1号楼601、605-608室
TEL : 86-(512)-3687-0588

杭州支店

杭州市拱墅区武林街道延安路385号
杭州嘉里中心2幢5階、6階603室
TEL : 86-(571)-2889-1111

広州支店

広州市天河区珠江新城華夏路8号
合景国際金融広場12階
TEL : 86-(20)3819-1888

深圳支店

深圳市福田区中心四路1号
嘉里建設広場2座23階
TEL : 86-(755)-2383-0980

重慶支店

重慶市江北区慶雲路1号
国金中心T1并公楼20階单元1、15-18
TEL : 86-(23)-8812-5300

大連支店

大連市西崗区中山路147号
申貿大厦4楼-A室
TEL : 86-(411)-3905-8500

SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記QRコードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。

万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。